

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける令和6年度福島県立医科大学上半期医薬品単価購入契約について、次のとおり落札者を決定したので、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則（平成31年2月1日細則第23号。以下「特定調達細則」という。）第15条第2項の規定により公告する。

令和 6年 6月 1日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

公立大学法人福島県立医科大学附属病院において使用する医薬品 計 20点

- (1) テセントリク点滴静注 1200mg 20mL 90瓶
- (2) イラリス皮下注射液 150mg 34瓶
- (3) ビーリンサイト点滴静注用 35 μ g 150瓶
- (4) ダラキューロ配合皮下注 15ml 137瓶
- (5) ユルトミリスHI点滴静注 300mg/3mL 134瓶
- (6) バビースモ硝子体内注射液 120mg/mL 0.05mL/瓶 717瓶
- (7) レミケート点滴静注用 100 100mg 1,265瓶
- (8) リプレガル点滴静注用 3.5mg 3.5mL 219瓶
- (9) アバスチン点滴静注用 400mg/16mL 494バイアル
- (10) ステラーラ皮下注 45mg シリンジ 0.5mL 165筒
- (11) パージェタ点滴静注 420mg/14mL 235瓶
- (12) ジーラストア皮下注 3.6mg 0.36mL 376筒
- (13) アイリーア硝子体内注射用キット 40mg/mL 2,589筒
- (14) ベオビュ硝子体内注射用キット 120mg/mL 326筒
- (15) オブジーボ点滴静注 240mg 24mL 800瓶
- (16) イミフィンジ点滴静注 500mg 10mL 217瓶
- (17) キイトルーダ点滴静注 100mg 4mL 953瓶
- (18) ランマーク皮下注 120mg 1.7mL 709瓶
- (19) ヤーボイ点滴静注液 50mg 10mL 102瓶
- (20) アブラキサン点滴静注用 100mg 747瓶

2 契約事務を担当する所属の名称及び所在地

公立大学法人福島県立医科大学医事課

福島県福島市光が丘1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年3月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エフエスユニマネジメント
東京都港区芝浦3丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額（単価、消費税抜）

(1) 502,399円

(2) 1,385,373円

(3) 253,688円

(4) 396,552円

(5) 629,053円

(6) 146,014円

(7) 45,883円

(8) 23,000円

(9), 94,694円

(10) 296,854円

(11) 179,300円

(12) 72,480円

(13) 118,071円

(14) 113,000円

(15) 270,956円

(16) 273,060円

(17) 191,098円

(18) 39,609円

(19) 373,804円

(20) 41,405円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とすることとした理由

公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則第14条第1号